

(様式 5)

### 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	1 2	担当課	消防防災安全課												
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	1 6 - 1	許認可等の内容	第一種貯蔵所設置の許可													
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (貯蔵所)</p> <p><u>第16条 容積300立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに300立方メートルを超える政令で定める値)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもつて容積1立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>[参考序文1]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) (政令で定めるガスの種類等)</p> <p>第5条 法第十六条第1項の政令で定めるガスの種類は、一の貯蔵所において次の表の上欄に掲げるガスを貯蔵しようとする場合における同欄に掲げるガスとして、同項の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>ガスの種類</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 第一種ガス</td><td>三千立方メートル</td></tr><tr><td>二 第一種ガス以外のガス(経済産業省令で定めるガス(以下この表において「第三種ガス」という。)を除く。以下この表において「第二種ガス」という。)</td><td>千立方メートル</td></tr><tr><td>三 第一種ガス及び第二種ガス</td><td>千立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値</td></tr><tr><td>四 第一種ガス及び第三種ガス</td><td>三百立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値</td></tr><tr><td>五 第二種ガス及び第三種ガス</td><td>三百立方メートルを超え千立方メートル以下の範囲内において</td></tr></tbody></table>							ガスの種類	値	一 第一種ガス	三千立方メートル	二 第一種ガス以外のガス(経済産業省令で定めるガス(以下この表において「第三種ガス」という。)を除く。以下この表において「第二種ガス」という。)	千立方メートル	三 第一種ガス及び第二種ガス	千立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値	四 第一種ガス及び第三種ガス	三百立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値	五 第二種ガス及び第三種ガス	三百立方メートルを超え千立方メートル以下の範囲内において
ガスの種類	値																	
一 第一種ガス	三千立方メートル																	
二 第一種ガス以外のガス(経済産業省令で定めるガス(以下この表において「第三種ガス」という。)を除く。以下この表において「第二種ガス」という。)	千立方メートル																	
三 第一種ガス及び第二種ガス	千立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値																	
四 第一種ガス及び第三種ガス	三百立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値																	
五 第二種ガス及び第三種ガス	三百立方メートルを超え千立方メートル以下の範囲内において																	

(様式 5)

### 判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	根拠条項	資料番号	1 2	担当課	消防防災安全課
高圧ガス保安法	1 6 - 1	許認可等の内容	第一種貯蔵所設置の許可		
六 第一種ガス、第二種ガス及び第三種ガス		経済産業省令で定める値 三百立方メートルを超え三千立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値			
[参考条文 2] (法第 16 条第 2 項 第一種貯蔵所の位置等の技術上の基準) (1) 一般高圧ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号) 第 21 条～第 23 条 (2) 液化石油ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号) 第 22 条～第 24 条 (3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号) (4) <b>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成 30 年 11 月 14 日経済産業省告示第 220 号)</b>					

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定